

特定非営利活動法人こどもとともに交流会 定款

第1章 総 則

この法人の運営及び定款の運用にあたっては、すべての命を尊重し、思いやりと和をもって、目的の志を第一にした運営を心がけることを旨とする。

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こどもとともに交流会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県総社市に、従たる事務所を岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次代を担う青少年を大切に思い、すべての人々があんしん・なかよし・げんきに生きてゆける社会にするために有効な活動を見出し、こどもとともにに行なうこととする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(4) 環境の保全を図る活動

(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(6) 地域安全活動

(7) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(10) 国際協力の活動

(11) まちづくりの推進を図る活動

(12) 消費者の保護を図る活動

(13) 観光の振興を図る活動

(14) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(15) 災害救援活動

(16) 科学技術の振興を図る活動

(17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(18) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 健全な教育・環境・社会に関する情報の収集・公開・交流の事業

② 健全な暮らしに有益な「場」の提案・創造・交流・運営の事業

③ 社会の実態を把握し、必要かつ適切なことを研究し、実践する事業

④ 次世代の健全育成に必要かつ適切な認識の研修及び普及啓発事業

⑤ 人々の暮らしに必要な環境、農山村の保全・復興や改善のための教育・体験・経済活動・交流の事業

⑥ 次世代の健全育成を助長する活動を援助し、妨げることを改善解消する事業

⑦ 社会の健全な発達に役立つことを見出し、効果的に実践する事業

⑧ ハンディキャップのある人への支援や協働の事業

⑨ 上記に係る人材養成事業

⑩ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営や活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の6種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の目的に沿った企画・立案・活動を、責任を持って推進する個人又は団体
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同し、活動に関わる団体又はグループ
- (3) 準会員 この法人の目的に賛同し、この法人の目的に沿った活動を企画・立案・推進しようと思う個人
- (4) 参加会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人又は団体
- (5) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助する個人又は団体
- (6) 登録会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する事柄を登録し、必要に応じて支援する個人又は団体
(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的を理解し、目的に沿った活動に主体的に責任感を持って参加し、次世代および次世代社会の健全な成長発達に必要な認識を備え、この法人の名譽と信頼を損ねることなく実践できる個人又は団体。
- (2) 総会に出席するか又は委任状の提出もしくは書面表決ができる個人又は団体。
2. 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認める時は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、理事会が別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 理由を付した申し出なく、会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、理事会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し人権侵害のないように注意を払い、議決の前に弁明の機会を持たなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、理事会において正当な事由が認められる場合以外は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
2. 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又

は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならぬことにはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、この法人の業務について総理せず、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(4) 同項第1号及び第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠の為、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4. 第1項の規定に拘わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し人権侵害のないように注意を払い、議決する前に弁明の機会を用意しなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員には、その総数の3分の1以下の範囲以内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任命する。

(会長・顧問及び相談役)

第21条 この法人に会長・顧問及び相談役を置くことができる。

2. 会長・顧問及び相談役は、理事会又は総会の推薦により理事長が委嘱する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項
 - (開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における決議事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3. 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない場合がある。その場合、日本国憲法や国際法で謳う人権を損ねることが無いよう留意するのは言うまでもない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名又は記名押印しなければならない。
3. 前2項の規定に拘わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額

(6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (7) 事務局の組織及び運営

(8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第3号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長が任命した者が、これに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4. 特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない場合がある。その場合、日本国憲法や国際法で謳う人権を損ねることが無いよう留意するのは言うまでもない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立のときの財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。
(暫定予算)

第44条 前条の規定に拘わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び費用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の更正)

第46条 予算議決後に更正の必要が生じた場合は、会員の負担や運営に支障を生じる場合、理事会の議決を経なければならない。
(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行なう特定非営利活動の種類及び当該非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の喪失に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものと除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行なう場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるものの中から、解散のための総会で議決されたところに譲渡する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して公告を行う。解散の場合の公告は、法の定める方法で行なう。

第10章 雜 則

(細則)

第55条 この定款について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、表に掲げる者とする。

理事長 佐々木 正美

副理事長 藤岡 章

理事 太田垣 敏和

理事 嶋津 和代

監事 阿部 昭三

監事 清水 和一郎

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に拘わらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定に拘わらず、成立の日から2001年3月31日までとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定に拘わらず、成立の日から2001年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 1000円 年会費 10000円(1口)月割額 1000円

(2) 参加会員 入会金 1000円 年会費 3000円(1口)月割額 300円

(3) 賛助会員 入会金 1000円 年会費 500円(1口)

(4) 登録会員 入会金 0円 会費 0円

7. 2010年6月30日に改定・発効。

8. 2011年6月3日に改定・発効。

9. 2015年7月1日に改定・発効。

10. 2018年10月1日に改訂・発効。